

(仮称) 堺市自転車のまちづくり推進条例 (たたき台)

1 (目的)

- (1) この条例は、自転車の素晴らしさや楽しさを感じ、多くの人が自転車を使って移動しやすいまちづくりを進めるとともに、自転車に関わる全ての人にそれぞれの責務を明らかにし、自転車の安全な利用に関する意識の高揚を図り、もって自転車が関係する事件及び事故の未然防止と、歩行者、自転車、自動車と共に安心して安全に通行できる地域社会の実現を目的とする。

2 (定義)

条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 自転車製造業者及び自転車小売業者 自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者をいう。
- (4) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）第2条に基づき設置された教育委員会をいう。
- (5) 学校長 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する学校の長をいう。
- (6) 事業者等 事業を行う個人又は法人をいう。
- (7) 自転車の安全利用 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上による交通事故防止、及び自転車にかかる犯罪被害防止等、自転車の利用者が身体的または財産的被害に遭わないこと及びその加害者とならないことをいう。
- (8) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害が生じた場合に、その損害を填補するための保険又は共済をいう。

3 (基本理念)

市が自転車のまちづくりを推進していくにあたっては、市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる

自転車のまちづくりを進めることを基本理念とする。

4 (市の責務)

市は、1の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全利用及び利用促進に関する教育、啓発及び指導
- (2) 地域、自転車小売業者、事業者等における自転車の安全利用に関する活動の支援
- (3) 自転車の定期的な点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入の促進
- (4) 自転車利用環境の向上に係る施策推進
- (5) その他条例の目的を達成するために必要な施策

5 (自転車利用者の責務)

- (1) 自転車利用者は、道路交通法その他法令を遵守するとともに、歩行者優先の意識を持って自転車の安全利用に努めなければならない。
- (2) 自転車利用者は、歩道においてその利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。
- (3) 自転車利用者は、歩行者の多い交差点で横断歩道を通行する場合は、自転車を押して通行する等、歩行者の通行に配慮するよう努めなければならない。
- (4) 自転車利用者は、防犯性能の高い錠前の取付け及び施錠の徹底並びにひったくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。
- (5) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

6 (市民等の責務)

市民は、自転車の安全利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭及び地域社会において自主的に安全な利用の促進に寄与するよう努めなければならない。

7 (自転車製造業者及び自転車小売業者の責務)

- (1) 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 自転車製造業者及び自転車小売業者は、盗難の防止に配慮した錠前や、ひったくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければ

ばならない。

- (3) 自転車製造業者及び自転車小売業者は、本市が実施する自転車の安全利用に関する講習を受講するよう努めなければならない。
- (4) 自転車製造業者及び自転車小売業者は、道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。

8 (保護者等の責務)

- (1) 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。
- (2) 保護者は、その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。
- (3) 高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。

9 (教育委員会の責務)

教育委員会は、市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。

10 (学校長等の責務)

- (1) 学校長（幼稚園及び大学を除く）は、その児童及び生徒に対し、自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。
- (2) 中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるにあたっては、当該生徒に対し自転車の安全教育を実施しなければならない。
- (3) 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
- (4) その他、児童及び生徒の教育又は育成に携わる者は、その児童及び生徒に対し自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

11 (事業者等の責務)

- (1) 事業者等は、従業員に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、適正な管理が行われるよう指導しなければならない。
- (2) 事業者等は、事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ

整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

- (3) 自転車貸出事業者等は、自転車を貸し出すときに、自転車の安全利用及び適正な管理について啓発しなければならない。

1.2 (市の施策への協力)

市民、事業者等、学校長等、保護者等、自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

1.3 (自転車利用環境計画)

- (1) 市は、施策を総合的かつ計画的に推進し、3で規定する基本理念を実現するため、歩行者優先を基本とした自転車利用環境計画を策定するものとする。

- (2) 計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

①計画の目標

②自転車を利用しやすいまちにするための施策事業の実施に関する事項

③前2号に掲げるもののほか、自転車のまち 堺としての特色を活かしたまちづくりを推進するために必要な事項

1.4 (自転車の点検整備等の促進)

- (1) 市は、自転車の点検整備不足による事故を未然に防ぐため、自転車の点検整備を促進するものとする。

- (2) 市は、自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等に加入するよう啓発を行うものとする。

1.5 (自転車利用推進委員)

- (1) 市長は、事業所等における自転車の安全利用及び利用促進に関する活動を支援するため、当該事業所に自転車利用推進委員の認定を行うことができる。

- (2) 事業者は、自転車の安全利用及び利用促進を図るため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。

- (3) 自転車利用推進委員は、事業所内の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うものとする。

- (4) 自転車利用推進委員は、事業所内の自転車通勤及び自転車利用の促進を図るよう努めなければならない。

- (5) 市は、自転車利用推進委員の活動が円滑に行えるよう支援を行わなけれ

ばならない。

1 6 (指導又は取締り強化の要請)

- (1) 市は、自転車事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導を行い又は重点的に取組むべき地域に関しては警察に対して取締り強化の要請をすることができる。
- (2) 市が認定した自転車利用推進委員は、適正な自転車利用について指導を行うことができる。

1 7 (委任)

この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

1 8 (施行)

平成 26 年 10 月 1 日から施行する。